

改正建築物省エネ法・建築基準法事業者向け講習会等における質問及び回答

2024.12.27現在

1 建築物省エネ法関係

NO	資料名 (ページ)	質問事項	回答
1	省エネ基準適合義務制度の解説(13・26P) 仕様基準ガイドブック(7P)	省エネ適判省略を手続きの合理化で領していきたいと考えているが、その開口部の熱貫流率U値の記入について伺いたい。 玄関ドアに製作の断熱材を入れた木製ドアを使う場合、U値は個別の計算値を入れたいが認められるか。あるいは、断熱構造の木製ドアの参照可能か。根拠となるU値をお教えいただきたい。 ※製作の木製建具の使用は県も応援しているようなのでここで伺います。	仕様基準ガイドブックの開口部に示されている熱貫流率の基準値は、平成28年1月29日国土交通省告示266号(最終改正令和5年9月25日同告示第972号)の「住宅部分の外壁、窓等を通じた熱の損失の防止に関する基準及びエネルギー消費量に関する基準」に規定されているものです。 従って、製作木製建具の熱貫流率を計算して、基準値以下となれば仕様基準に適合することとなります。(質疑応答集(R6.10.9時点)11-5 No18を参照ください。) なお、断熱構造の木製ドアに同様の仕様の製品があれば適用することは可能と考えられます。 また、県では木製ドアの熱貫流率の参照値に関する資料はありません。
2	省エネ基準適合義務制度の解説(11・13P)	全ての住宅、建築物に省エネ適合の義務とありますが、確認申請が不要の建物や不要の地域の場合、省エネの確認方法はどうなりますか。また、記載の通りかと思いますが、新3号は省エネの確認は不要ということで良いのでしょうか。	今回の法改正により、一定の規模、要件の建築物を除き、原則全ての住宅、建築物に省エネ基準への適合が求められ、建築確認制度によりその適合性を審査することとなります。 一方、前述の一定規模、要件の建築物は適合義務の対象外となりますが、適合義務となる建築物であっても、「新3号」建築物に関しては、引き続き都市計画区域外等で建築確認が不要であり、都市計画区域内での建築確認審査の特例対象となることから、省エネ基準への適合に関して確認審査の対象外となります。 ただし、こうした審査対象外となる建築物に関しても基準適合の義務がありますので、設計者が主体的に基準に適合するよう設計いただくことが必要です。
3	省エネ基準適合義務制度の解説(20・22P) 仕様基準ガイドブック(6P)	住宅の省エネ基準の評価方法について、P22では3つの方法が記載されているが、P20では記載がありません。3つの方法はこれからも続くのでしょうか。また、仕様基準については、別冊子P6・7のもの、見開きA3のもの1枚で評価は足りるとのことで宜しいとのことでしょうか。	改正法の施行日以降は住宅の評価方法は基本的に、標準計算と仕様基準の2つの方法となります。22Pの3つの方法は、2つの方法を併用して評価する方法をもうひとつの方法として示しているものです。 仕様基準ガイドブックの6.7Pのチェックリストにおいて、すべての対象となる評価項目が「適合」していれば住宅としての省エネ基準に適合することとなります。ただし、確認申請書においては、このチェックリストにおいて記載された内容を申請図書として作成して添付いただくこととなります。
4	省エネ基準適合義務制度の解説120P	作成例について、暖房・冷房について、入居者持ち込みとありますが、不明な機器については評価から外してよいとのことでしょうか。	入居者設置など完了検査時点で暖冷房設備の設置が行われない場合はその旨を設計図書等に記載することで仕様基準に適合するものと判断されます。完了検査では、機器が設置されていないことが確認されます。 また、不明な機器が設置された場合は仕様基準への適合が確認できません。 なお、完了検査段階で冷暖房設備(その他の対象設備も含め)が設置されていた場合は、設置されている設備が「仕様基準」に適合しているものであれば、軽微な変更あるいは計画変更手続きを行っていただき、適合していないものであれば、改めて省エネ適判を受けていただくこととなります。(国土交通省の改正法専用サイトのQ&A1-5の12、1-7の21及び24等を参照) なお、具体的な手続きなどは審査機関にご確認ください。
5	省エネ基準適合義務制度の解説(13・14P)	建設事務所様は登録エネルギー性能判定機関を兼ねるのか。それともERIなど外部で判定を受けるようになるのか。確認申請と同時に判定を行政庁に出せるのか。	省エネ適判の審査は、登録判定機関(民間)と所管行政庁(県の建設事務所及び特定行政庁)のいずれも行うことができます。なお、限定特定行政庁(岡谷市、諏訪市、飯田市、塩尻市)においては、建築確認と同様の業務範囲の建築物のみ判定を行うことができます。 また、特定行政庁においては、建築確認と同時に、あるいは別に申請することも可能と考えられますが、実際の申請手続きの運用に関しては、各機関に事前にご確認ください。
6	省エネ基準適合義務制度の解説(17P)	追加となったページ(スライドだと34P)を全員に配布(メールなど)してください。 質問に対する回答をホームページに掲載した際は、皆さんにメール等でお知らせください。	恐縮ですが、全員への配信は考えておりません。また、質問に関してもメール等個別のご連絡は考えておりません。 追加ページに関しては、国土交通省の改正法関連サイトのデータライブラリーに追加後の「省エネ基準適合義務制度の解説」がアップされていますのでご確認ください。
7	省エネ基準適合義務制度の解説	講義中にあった訂正、修正された資料の配布はしていただけますか。PDFで十分です。 ①マニュアルP33～35あたりスライドにないページ	同上
8	仕様基準ガイドブック(8P)	玄関土間の立ち上がり部分は省略可能か。玄関土間が何㎡であっても立ち上がり部分の断熱を省略してよいか。4㎡までなどの基準はあるか。	土間部分の立ち上がり部分についてはチェックリストの「基礎壁」の部分(外部及び内部)の基準に適合する必要があります。この場合、土間部分の面積は問いません。 4㎡の基準は平成11年基準において適用されていた基準ですが、現行基準では適用されていません。 なお、土間床の定義、基準は平成28年1月29日国土交通省告示266号に記載されていますのでご確認ください。
9	仕様基準ガイドブック(6P)	チェックリスト 換気設備に(ダクトなし)壁付第一種換気がないのは何故でしょうか。熱交換ありの●AQ-V(Panasonic)採用しています。国土交通省にお聞きしたところ、このチェックシートは参考なので、各県のマニュアルをみて下さい。とのご返答でした。ぜひ項目の追加をお願いします。第三種より性能はよく省エネになっております。	換気設備を含めてチェックリストに掲載されている設備仕様以外の設備に関しては、平成28年1月29日国土交通省告示266号の「住宅部分の外壁、窓等を通じた熱の損失の防止に関する基準及びエネルギー消費量に関する基準」に規定されているものであり、この告示によれば、例示された機器以外を設置する場合は、平成28年国土交通省告示第265号の規定に基づく「算出方法に係る事項」に定められた方法によることとなっています。 第一種換気の場合の「熱交換あり」を含めた機器の性能を個別に評価する必要があるということからと考えられます。 具体的には「エネルギー消費性能計算プログラム」を用いて設計及び基準一次エネルギー消費量を計算する等による方法があります。 なお、国土交通省からのコメントの真意は確認できませんが、手続きに関しては別として、仕様基準自体は告示に定められているものであり、各県で定められるものではないと考えております。

10	長野県版申請マニュアル(11P)	法施行により省エネ基準適合が義務化されるわけですが、長野県地球温暖化対策条例における「省エネ計画概要書」の提出している書類も、内容的には同じ内容になるかと思えます。こちらについても継続して、提出義務があるということでしょうか。(「新3号」建物があるので全て無しという判断はできないのだと思いますが、削減できる行政業務については一考頂く価値があるのではないかと思います。)	長野県地球温暖化対策条例では、「環境エネルギー性能を客観的に評価できる指標に基づき、より省エネルギーに配慮した建築物の選択」および「再生可能エネルギー設備の導入」を検討した内容を省エネ計画概要書として報告いただいております。改正建築物省エネ法施行による義務基準への適合は性能の指標にはなりますが、報告内容に不十分なため、条例による報告制度は継続されます。
----	------------------	---	---

2 建築基準法関係

NO	資料名(ページ)	質問事項	回答
1	確認申請・審査マニュアル(11P)	耐震補強工事に併せて屋根、外壁の改修は確認申請が必要でしょうか。 床面積140㎡程度の平屋建て 屋根は既存屋根にカバー工法 外壁は既存板張りを取り替え	例示されている建築物の規模と工法からは確認申請は不要と考えられます。具体的には確認検査機関に事前にお問い合わせください。なお、規模では2階建て又は延べ面積200㎡を超える場合が対象となります。 また、工事内容については、個々のケースによって判断されますので、記載以外の工事の場合は確認検査機関に事前にお問い合わせください。
2	確認申請・審査マニュアル(118・119P)	補強筋はフック付かユニット鉄筋としていますが、法的根拠はどこから来ているか示していただきたい。	建築基準法による規定(関連施行令、告示を含む。)において、基礎の補強筋に関して「フック」の施工、あるいは「ユニット鉄筋」の使用については記述されていません。 なお、平成12年建設省告示第1347号「建築物の基礎の構造方法及び構造計算の基準を定める件」の各基礎の構造方法に規定されている補強筋について、例えば布基礎の場合は「底盤の両端部に配置した径9mm以上の鉄筋と緊結すること。」と規定されています。 国のマニュアルには、この「緊結」の方法として、結束線で結束したのではなく、フック付きか同等以上の性能を有する住宅用ユニット鉄筋等を用いることが必要としています。 この記述については、国のマニュアルに関する記述内容であることから、国に対して見解を確認することとし、質問票を提出しました。 国から回答がある場合は、改正建築基準法専用サイトのQ&A(以下のURL)に掲載されます。 https://www.mlit.go.jp/common/001767134.pdf
3	確認申請・審査マニュアル(28P)	仕様書の作成の説明がありましたが、P28上段文書中に「特記仕様書等の代えたりすることも考えられます。」とあります。仕様表と特記仕様書との差別化、使い分けについて理解できなかったのを教えてください。特記仕様書があれば、仕様表は不要ですか。	特記仕様書と仕様書のいずれも、建築基準法施行規則第1条の3に規定されている申請図書と明示すべき事項が記載されていればどちらでもよいということになります。 強いていえば、特記仕様書に関しては、実際の工事を施工するための詳細な仕様を示すものであり、仕様表は、規則に示された法適合確認を行うためのものと言えます。
4	長野県版申請マニュアル(9P)	講義中にあった訂正、修正された資料の配布はしていただけますか。PDFで十分です。 ②申請マニュアルP9電源の件	P9の修正内容につきましては、今後マニュアルの補完をしていくなかで修正したものを皆様に提示してまいります。
5	確認申請・審査マニュアル(2P)	2F、300㎡以上の区分と200㎡の区分の違いを示してほしい。	300㎡については、マニュアルの適用範囲を示しています。具体的には、構造計算を要しない建築物の範囲となります。 200㎡は改正により新たに3号建築物となる規模を示しています。
6	確認申請・審査マニュアル(28P)	地盤調査が終わらないと確認は通らないか。	基本的には、設計を行うに当たっては、地盤調査が行われなければ構造関係の設計はできないといえます。従って建築確認審査の段階では、構造規定の審査には地盤調査結果の提示は不可欠と考えております。
7	確認申請・審査マニュアル(82P)	あとのせ太陽光の場合、設計段階ではどのように対応すべきか。太陽光パネルをのせない設計で、後で建築主がのせた場合は法的にはどのような対応となるのか。	確認段階で太陽光パネルを載せない設計を行い、工事完了後において設置する場合は、その時点で改めて太陽光パネルを設置することとした構造関係規定の再計算を行っていただき、適合していない場合は、建築物の補強などを行っていただく必要があります。こうしたことは、事前に建築主に説明いただき、事前の対応として、太陽光パネルを設置することを想定した構造規定の検討を行っていただくことが得策と考えます。
8	確認申請・審査マニュアル 長野県版申請マニュアル 完了検査チェックシート	①照合項目:コンクリート スラブ確認・圧縮強度確認とありますが、必要な検査も2点でしょうか。また、検査結果等の書類の提出は必要ですか。 検査は150㎡以内1回・150㎡以上午前・午後1回ずつ・1日1回以上で合っていますか。 コンクリートの検査は構造に係る箇所のみですか。布基礎の土間・玄関ポーチ・犬走りなどはどうですか。	レディミクストコンクリートについては建築基準法第37条の適合のためにJISに規定された受入検査においてスラブ、強度の品質管理を工事監理することになります。強度の品質管理において、JASS5に基づく構造体強度の検査と供試体を併用するかしないかで供試体の採取方法が異なる場合等、施工者、工事監理者及びコンクリート出荷工場間でのように行うかについて事前に協議していただき、それぞれが主体的に実施いただくことが重要です。 完了検査では、こうした品質管理に基づき実施した内容を確認するものであり、試験結果等の提出を求めるものではありませんが、完了検査の際に工事監理で適合とした根拠となる資料や写真の確認を行いますので提示できるようにご準備ください。 また、法第37条は、「基礎、主要構造部」を対象としており、土間、玄関ポーチ、犬走りは対象としていません。
9		②JIS規格製品の確認でミルシート等の提出は必要ですか。	チェックシートには、JIS規格品であることの確認を施工者及び工事監理者がどの方法で行ったかを記載いただくこととしており、ミルシート等の提出を求めるものではありませんが、完了検査の際に工事監理で適合とした根拠となる資料や写真の確認を行いますので提示できるようにご準備ください。
10		③木造以外 どの講習会でも木造以外の建物についての詳しい内容は有りませんが、木造以外の小・中規模のマニュアルもほしいです。鉄骨の試験内容・必要書類等検査に係る必要写真・書類等 今迄の構造計算添付した確認申請と同じレベルの検査項目なのかどうか。そこまで求めないのか。	現時点では、多様な構造、工法に対応できるマニュアルは国では考えていません。なお、長野県版独自マニュアルに関しては、できる限りご要望に応えられるような内容を検討してまいります。

11	確認申請・審査マニュアル 着工時期(法適用日)	増改築や修繕工事における改正建築基準法の適用時期(工事着書)はどのように考えれば良いでしょうか。新築工事の場合は根切工事着手時ということですが、増改築で基礎工事があったとしても、既存の解体着手が伴う場合は解体着手時でよいでしょうか。だとすると、解体を令和7年4月1日より前に行えば良いということになりますがよろしいでしょうか。 なお、修繕工事の場合、解体を行ってみたいと大規模修繕・模様替工事に該当するか否かがわからないことがあり、この場合、結果的に確認申請が必要となった場合の改正法の適用はどのように考えればよいのでしょうか。	工事内容による判断となりますが、基本的には解体工事に伴う場合は、解体に着手した時点が「工事着手時」と考えられます。 修繕工事において、解体着手後において、大規模の修繕や模様替に該当することが判明した段階で、建築確認申請を行っていただくこととなり、改正法の適用は判明した時となるものと考えられます。いずれにしても、改修工事の場合は、改正後の建築基準法の規定を想定して事前に対応を検討しておくことをお勧めします。 なお、国では増改築、改修等の対応を示すこととしていますので、その内容について確認ください。
12	改正建築基準法・改正建築物省エネ法の施行日前後における規定の適用に関する留意事項	法施行日より以前に建築確認済証が発行された上で、2025/4/1以降に着工をした住宅についての質問になります。要約すると着工して、「計画変更」を提出した上で、完了検査申請をするという流れかと思えます。 本来、「計画変更」とは当該変更部分の工事着手前までに計画変更申請が降りている必要があるかと思えます。 上記のことを考えると、実質「軽微な変更」に該当するのではないかと考えられますが、「計画変更」として書類をまとめて提出する形で良いのでしょうか。	改正法施行後に計画変更があった場合、その変更が軽微変更であるか変更確認の手続きが必要かの判断が必要です。改正法により軽微変更の取扱いが緩和されましたので、構造に関しては構造計算を行うような変更でない限り軽微変更で対応するようになると思います。 計画の変更に該当しない場合は完了検査時に構造関係規定等及び省エネ基準適合の確認が必要になり、確認できない場合には検査済証が交付されないこととなります。申請者の負担を軽減するためにも建築確認申請を施行日以後とするなどをご検討ください。